

明石市水産業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 明石市水産業振興計画（以下「計画」という）の策定に関し、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）等との整合を図るとともに、明石市における水産業の振興施策に関する協議を行い、素案を作成するため、明石市水産業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 明石市の水産業の現状分析と課題の設定に関すること。
- (2) 計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 計画の素案の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員13人以内をもって組織する。

2 委員長は学識経験を有する者から、副委員長及び委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 漁業協同組合の代表者
- (2) 水産加工業団体の代表者
- (3) 流通業に携わる者
- (4) 消費者団体の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) 県の職員
- (7) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興室農水産課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成22年5月14日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年7月1日制定）

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。